

富士見市都市計画下水道事業

公共下水道整備計画の変更案について

令和4年11月22日（火）午後1時30分から
富士見市立中央図書館2階 集会室

富士見市下水道課

富士見市の下水道について

下水道全体計画

都市計画決定

下水道は都市施設なので都市計画決定が必要

【内容：名称、排水区域、都市施設の種類、位置】

ご審議いただく部分

事業計画・事業認可

概ね5年から7年以内で整備可能な区域を定める

下水道事業の実施

下水道事業の主な動向について

◆ 事業年表

年 月 日	事 業 内 容
昭和47年	基本計画策定 全体計画面積（汚水1,451ha 雨水1,825ha）
昭和49年10月21日	公共下水道事業着手 市街化区域全域（現市街化区域849ha）
昭和56年 1月20日	特定環境保全公共下水道事業着手（市街化調整区域90ha）
昭和56年 4月 1日	新河岸川処理センター供用開始（志木市、和光市の一部）
昭和57年 8月20日	富士見中継ポンプ場完成 公共下水道区域一部供用開始（292ha）
昭和58年 4月 1日	企業会計の一部適用（財務）
昭和63年 5月 1日	特定環境保全公共下水道区域一部供用開始（24.8ha）
平成 5年 1月 1日	「私道に対する公共下水道整備事務取扱要綱」施行
平成17年10月 1日	下水道使用料の改定（平均改定率30.7%）
平成23年 3月29日	水子・諏訪地区の拡大、事業期間の延伸 ～平成27年3月31日（汚水1,179ha 雨水552ha）
平成26年 3月25日	山室地区・他の拡大、事業期間の延伸 ～平成30年3月31日（汚水1,203ha 雨水575ha）
平成30年 3月22日	特環地区の拡大、事業期間の延伸 ～平成32年3月31日（汚水1,223ha 雨水575ha）
令和 2年 3月 6日	事業期間の延伸 ～令和5年3月31日

下水道の整備状況について

汚水整備事業については、昭和49年の事業着手から48年が経過し、この間、市街化区域及びこれに隣接する市街化調整区域を「公共下水道事業」とし、南畑・東大久保地域などの農村地域を「特定環境保全公共下水道事業」として整備を進め、令和3年度末の行政人口に対する普及率は、約98.6%に達している。

汚水整備状況

【令和3年度末】

行政面積 (ha)	行政人口 (人) (A)	現計画面積			整備状況			接続状況	
		全体計画 (ha)	計画決定 (ha)	事業認可 (ha)	整備面積 (ha)	整備人口 (人) (B)	普及率 (%) (B)/(A)	水洗化人口 (人) (C)	水洗化率 (%) (C)/(B)
1,977	112,817	1,508	1,311	1,223	1,060	111,211	98.6%	110,233	99.1%

※令和3年度末の雨水整備状況 事業認可575.3ha 整備面積275.9ha 整備率47.9%

変更案の概要について

【変更の内容】

- (1)事業計画及び認可の面積の追加：41.0ha
- (2)処理分区界の変更
- (3)事業期間の延伸（令和5年3月31日から令和7年3月31日までの2年間）

【変更の理由】

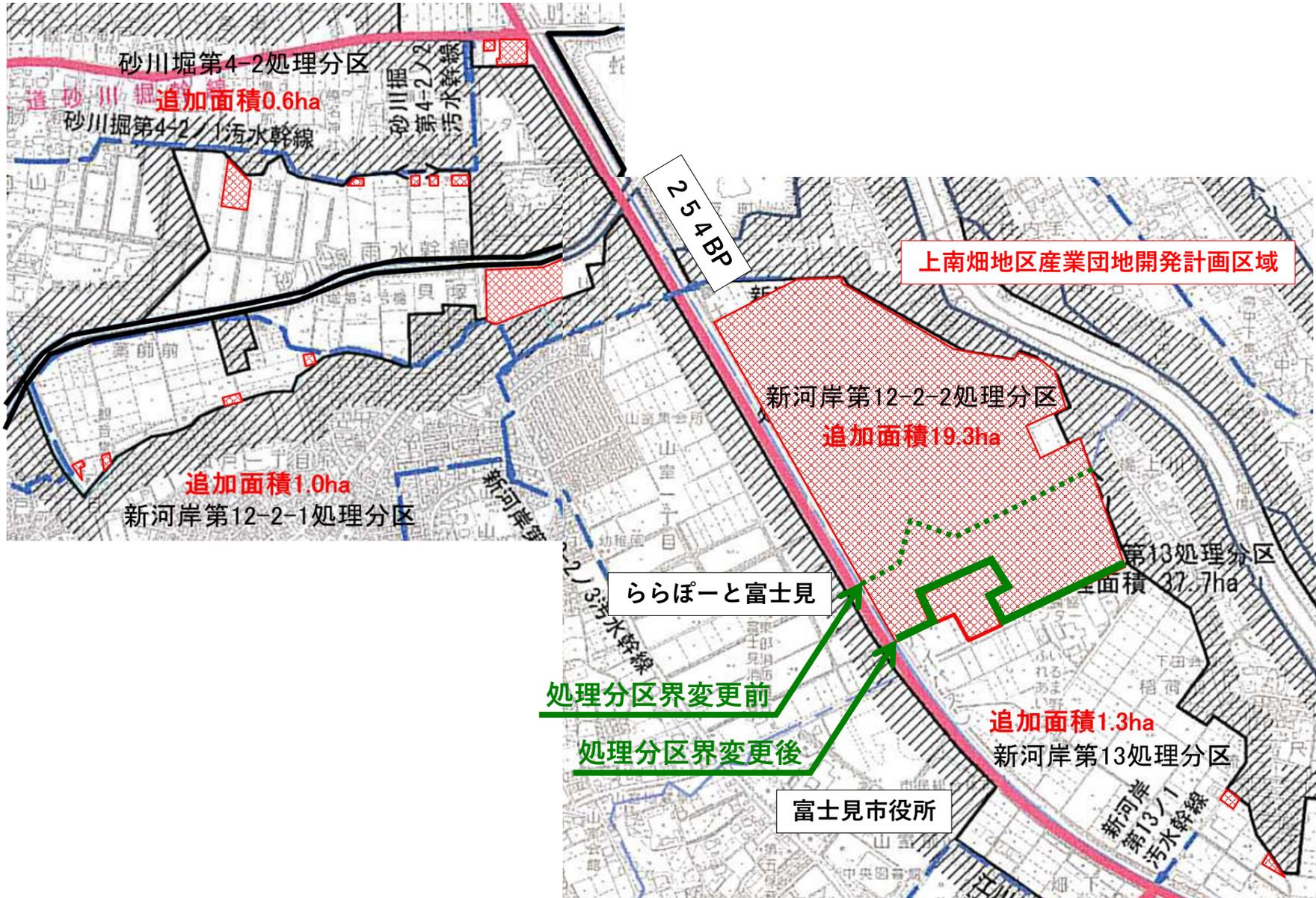
- ・上南畑地区の産業団地開発に伴うもの（※1）
- ・区域外流入（※2）による接続済み区域の追加
- ・既存の事業計画期間は令和5年3月31日まで
→上位計画である荒川右岸流域下水道の変更新次に合わせた期間延伸

※1 埼玉県 of 産業誘導地区に選ばれ、埼玉県企業局により整備予定。

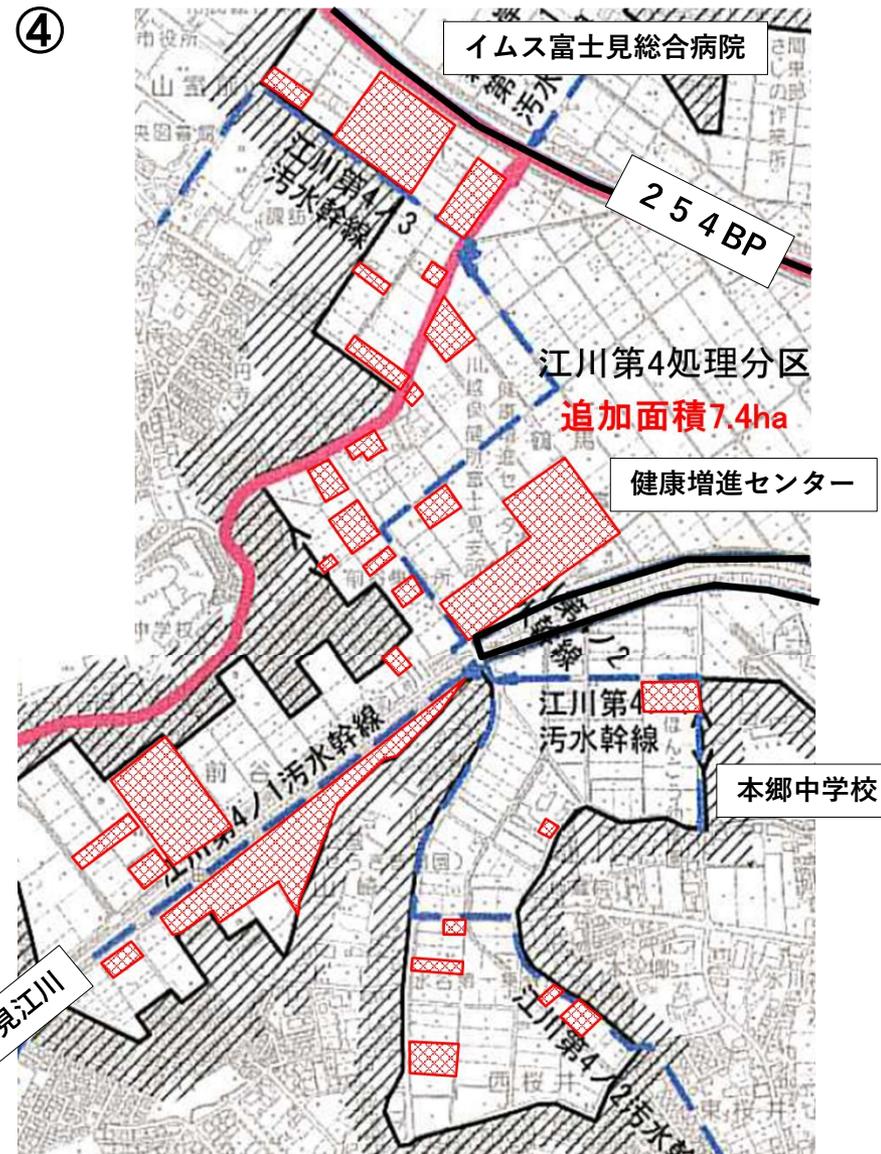
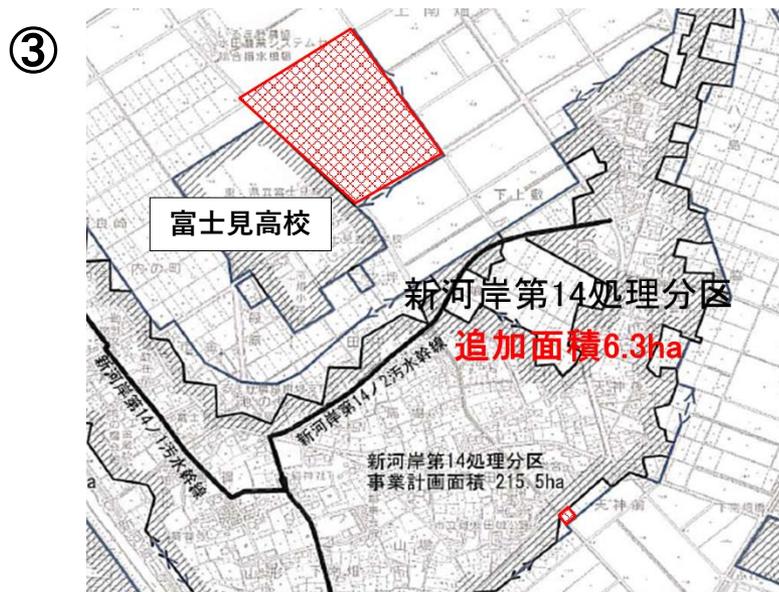
※2 下水道事業の計画区域外であっても、敷地に接する道路に下水管が整備されている場合、流域下水道管理者（埼玉県）との協議の上、接続が可能。

追加区域について

①

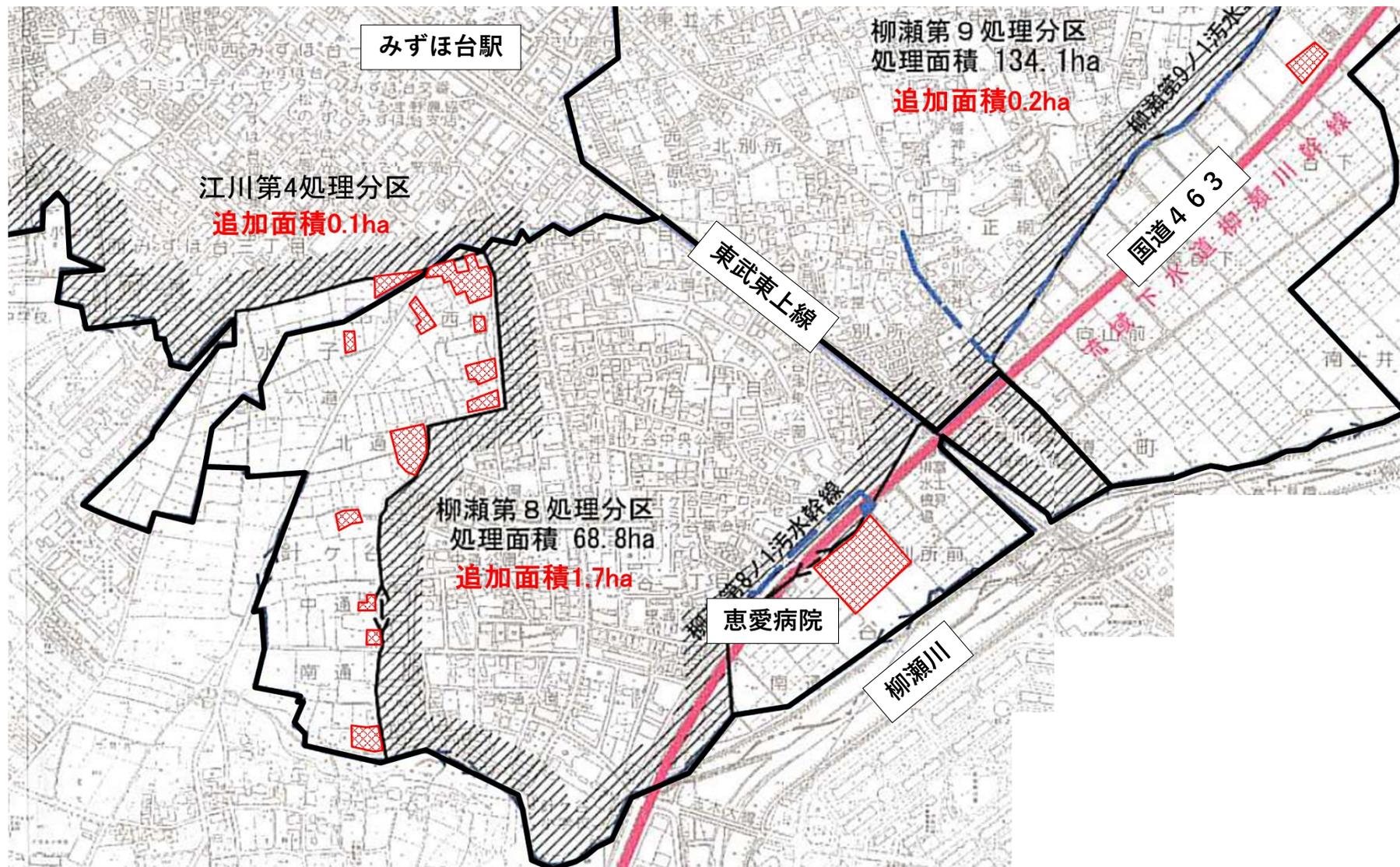


追加区域について



追加区域について

⑤



今後の予定について

